

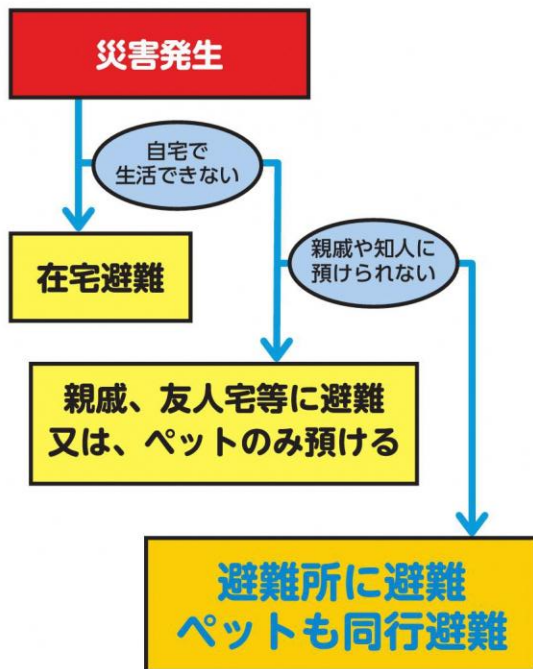
ペットとの同行避難

▼同行避難とは

- ・災害発生時に、飼い主がペットと一緒に避難所まで避難することです。
- ・避難所での人とペットの同室を意味するものではありません。
- ・同行避難の対象となるペットは、犬や猫などの小動物に限ります。

(避難所とは、区内91か所の区立小・中学校等です。)

▼同行避難の判断



自宅での生活が継続可能な場合は、避難所への避難は必要ありません。

避難後のペット飼育手順は、P3以降をご覧ください。

✔ ペット防災用品チェック表

- 飼育ケージ、キャリーバッグ
- 首輪、リード（伸びないもの）
(予備の分もあると便利です)
- ペットフード（5日分以上）
- 水（5日分以上）
- 療法食・薬
- 食器
- ペット手帳（ペットのお薬手帳など）
- ペットの写真（迷子の時に役立ちます）
- 排泄物の処理用具
- 新聞紙
- ビニール袋
- ペットシート
- タオル
- ブラシ
- おもちゃ
- トイレ砂（猫の場合）
- 洗濯ネット（猫の場合）
(猫は洗濯ネットに入れると落ち着くので、安心して移動させることができます)
- 粘着テープ
(ケージの補修など多用途に使用できます)
-
-

発行 大田区保健所 生活衛生課
所在地 〒143-0015
大田区大森西一丁目12番1号大森地域庁舎
連絡先 03-5764-0670

大田区 ペット災害対策

★ペット

名前 _____ オス・メス
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
マイクロチップ _____
犬鑑札番号 H - サ - _____

★飼い主

名前 _____
住所 _____
連絡先 _____
災害時連絡先 _____

★ペットの主治医

病院名 _____
連絡先 _____

病歴・治療中の病気 _____

狂犬病予防注射接種歴（年/月）
_____/_____/_____/_____/_____
_____/_____/_____/_____/_____

その他のワクチン接種歴（年/月）
_____/_____/_____/_____/_____
_____/_____/_____/_____/_____

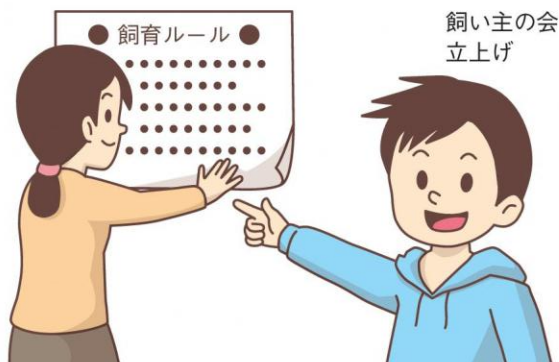
★ペット仲間の連絡先

名前 _____
連絡先 _____

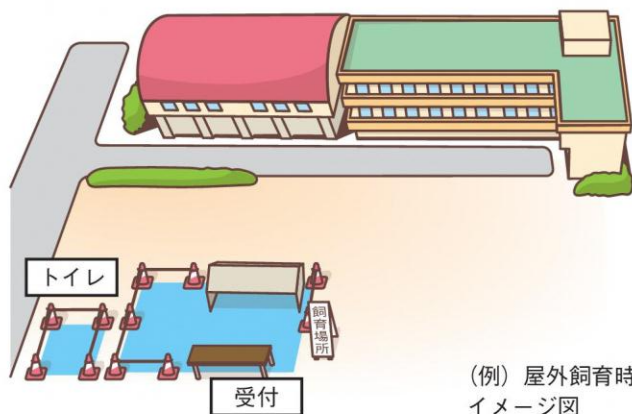
名前 _____
連絡先 _____

避難所における【飼育手順】

- ①災害発生後の避難の判断は、P2をご覧ください。
- ②避難した飼い主全員で（仮称）『飼い主の会』を立ち上げ「責任者」を選出します。

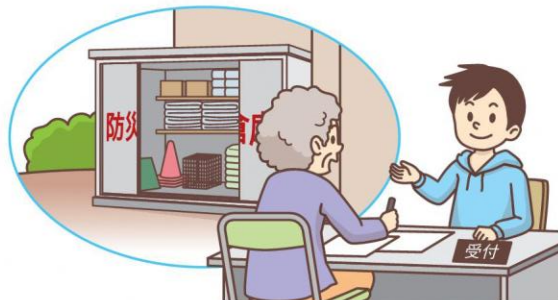


- ③学校防災活動拠点本部（避難所運営連絡会）にペットの飼育管理を開始することを報告します。飼育活動は、学校防災活動拠点本部（避難所運営連絡会）の了解を得て進めます。
- ④ペットの飼育場所は飼い主の会が設営します。



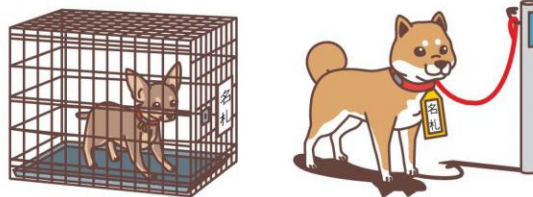
（例）屋外飼育時イメージ図

- ⑤ペットの受付（登録）作業を行います。（受付等に必要な物品は学校備蓄倉庫に保管しています）



- ⑥ペットを収容します。

ペットはケージに入れるか、繋ぎ止めて飼育します。



- ⑦周囲に配慮し、飼育ルールを守って飼育管理します。
- ⑧飼育活動が安定したら、ペットの飼育状況を学校防災活動拠点本部（避難所運営連絡会）へ報告します。
- ⑨退去するときは、ペットの登録台帳から氏名を消去します。

★助け合い

避難所には、持病や負傷などによりペットの世話ができない飼い主もいます。ペットが安心して避難所生活を過ごせるように、飼い主がみんなで助け合い、協力し合って飼育継続しましょう。



★自宅で居住継続している人への支援

自宅で居住継続している飼い主にも区の情報を提供できるように、できる範囲でご協力をお願いします。

★ペットがけがをしたとき

最寄りの動物病院（災害時負傷動物救護所）を受診します。治療に要した費用は、原則として飼い主さんが支払います。

★飼い主不明動物の保護・飼育管理

本来は東京都が収容する予定ですが、被災状況によってはすぐに収容できないことも想定されます。一時的に避難所で保護していただくことも考えられますので、ご協力をお願いします。